

特別会計



昨年行われた健康ウォーク

国民健康保険

国民健康保険は加入者の病気やケガなどの治療に備え、国保税を負担し合い、国や県の補助のもとに助け合う相互扶助の制度です。13年度の国保医療費総額を17億1千6百万円（12年度決算見込比6・34%増）と推計し、医療給付を行うと共に、国保加入者の健康の保持増進を図ることを第一として、各種検診事業の継続実施、健康教育の推進、医療費適正化対策事業等を

実施して行きます。
また、積極的に健康づくり事業を推進することで医療費支出を抑制し、国保税を現行税率に据え置くこととしました。

老人保健

老人保健制度は、70歳以上の老人と65歳以上の障害者が、老後も安心して医療を受けられる制度で、13年度の老人医療費を9億5千5百万円と推計し、老人医療給付と健康を守るために予算措置をしました。
なお、この財源負担率は、支払基本が70%、残り30%は公費分として国20%、県・町が各5%と定められています。

介護保険

平成12年4月にスタートした介護保険事業は、2年目を迎えました。
12年度は介護認定・介護サービス・保険給付等順調に進捗し、保険給付費の執行状況につきましても、当初の事業計画どおり安定して推移してきました。
本年度の介護保険特別会計の予算総額は、5億8000万円で保険給付費の財源は保険料（第1号被保険者17%・第2号被保険者33%）と公費（国25%・県12・5%・町12・5%）で50%

ずつ負担することになります。

なお、第1号被保険者（65歳以上）の保険料は、基準月額2、205円（所得に応じて5段階）で、昨年引き続き国の特別対策により13年9月までは、本来納める保険料の半額に軽減され、その後は通常の保険料になります。

第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の保険料については、加入している各医療保険の算定方法によって保険料が決定され医療保険料とあわせて納めることとなります。

食肉センター

食肉センターでは、と畜場法の改正に伴う衛生基準に沿うよう施設改修に取り組んでいるところです。

大動物施設改修は、既に切り替え改修工事が改良し、現在は衛生的な食肉衛生ラインとして順調に稼働しています。

今年度は、最も重要な小動物施設改修工事を計画しています。豚と蓄頭数が減少するなか過大投資とならないように配慮するとともに、衛生面・品質の向上・作業性及び作業環境などの改善を図り、財政調整基金積立金3、500万円の確保など、将来を展望した予算措置をします。

中学校建設事業の財源

本年度の中学校校舎等建設事業費8億5,279万円のうち、国から1億7,182万円（20・2%）、空港公団から1億4,000万円（16・4%）の助成があります。

国などからの借入金である地方債は2億4,770万円（29・0%）となつていますが、そのうち約76%は後年度において、地方交付税というかたちで国から助成されますので、実質的な町の負担は、その残り約24%で約6千万円程度となります。

そのほか、町の貯金の取り崩しである繰入金金が2億9,000万円（34・0%）、本年度分のみなさまからの税収入などからなる一般財源が3,270万円（0・4%）となつています。

従つて、本年度の中学校建設事業費のうち町負担額は、地方債のうち町負担分約6千万円、繰入金2億9,000万円、一般財源3,270万円の約3億5千万円（およそ41%）となります。

このように、
1、補助金の有効活用
2、貯金の計画的な取り崩し
3、有利な借入れ
などの財源を組み合わせることで、財政的負担を単年度に集中させることなく、また、ほか

の事業に影響を与えることなく、中学校建設のような大型事業の実施が可能になります。

